

労務費基準の実効性確保など 建専連が経営革新研修会

(一社)建設産業専門団体連合会(岩田正吾会長)は、1月下旬より令和7年度「建設専門業の経営革新支援研修会」を全国10会場で開催している。九州地区は3日に福岡市博多区の八仙閣で開催され、関係者ら30人が参加。昨年12月に施行された建設業法改正の概要や適正な労務費等の確保のための標準労務費の活用、特定技能外国人制度について理解を深めた。

九州地区連合会の宮村博良会長=写真=は、急激な人口減少により労働者不足に一層の拍車がかかることに懸念を示した後「多くの若者や外国人材に飛び込んで来てもらえる魅力ある業界にすることが急務だ。本日の研修会で、建設業界を取り巻く状況を共有し、担い手不足などの解決策を見つけてもらえれば幸いだ」とあいさつ。

研修では、九州地方整備局建政部の朝崎豊建設産業調整官が改正建設業法について解説。労働者の待遇改善のため「労務費に関する基準」が作成され昨年12月に実施が勧告された。国交省では職種分野別に適正な労務費の具体値を1t当たり、1m²当たり等の単位施工量当たりの労務費の形で「基準値」として公表した。また、労務費に関する基準の実効性確保策、CCUSレベル別年収改定、建設Gメンの役割などについて理解を求めた。

続いて、(一社)建設技能人材機構(JAC)の山王一郎広報部長が「建設分野の特定技能外国人制度について」を説明。令和9年度から外国人技能実習制度に代わり育成労制度が創設されることから、改正法の概要や特定技能1号や2号になるためのルートを紹介。また、JACは58建設業者団体から構成されており、特定技能外国人受入事業実施法人として「スキルアップ、働きやすい職場環境づくり」への支援を行うことで、選ばれる日本の建設産業を目指すとしている。



すべての著作権は株式会社九建日報社に帰属します。

All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.